



# 会報



DISTRICT 253  
CLUB BULLETIN

創立 S34.6.9 承認 S34.6.27

## 鶴岡ロータリー

THE ROTARY CLUB  
OF TSURUOKA

きのこ

例会場 鶴岡市馬場町 物産館3階ホール  
例会日 毎週火曜日 12:30 - 13:30  
事務所 鶴岡市馬場町 商工会議所内  
電話 0235 (2) 5775

会長 上野三郎  
幹事 佐藤順治

全人類を 結びつけるために 奉仕せよ

SERVE TO UNITE MANKIND

W. ジャック・デービス

1977~78 国際ロータリー会長

第 932 号 1977. 11. 8 (火) (はれ) No.19

### 本日のプログラム

1. 点 鐘
2. ロータリーソング (それこそロータリー)
3. ゲスト・ビジター紹介
4. 会長報告
5. 幹事報告
6. 委員会報告
  - 親睦活動委員会 ~ 安藤定助君
  - スマイル ~ 小松広穂君御令嬢御結婚
7. ゲストスピーチ
  - 鶴岡R.A.C創立5周年式典案内  
鶴岡R.A.C幹事 渡会一雄氏
  - 庄内から出た力士 ~ 伊藤珍太郎氏
8. 出席報告
9. 点 鐘

## ■ ゲスト・ビジター紹介

中 里 祐二郎 君 (団体保険)	—山形R・C
佐 藤 昭 吉 君 (建 築)	} 温海R・C
菅 原 鉄三郎 君 (雑貨小売)	
佐 藤 五右門 君 (請 負 業)	} 鶴岡西R・C
中 沢 秀 雄 君 (請 負 業)	
五十嵐 卓 三 君 (仏 教)	
帯 谷 義 雄 君 (仏 教)	

## ■ 会 長 報 告

- ① 本日から明日にかけていわき市に於てロータリーの地区大会が盛大に繰り上げられております。当クラブからも会長、幹事さんを初め多数の会員が出席致して居ります。実り多き大会を祈念する次第で御座います。
- ② 去る一日には鶴陵ライオンズクラブの主催にて台湾の姉妹クラブとの盟約交歓会式典が産業会館5階ホールにて開催されました。当クラブよりはクラブを代表して安藤定助君が列席致しました。
- ③ 次に委員会報告を兼ねる様で御座いますが本年度の会員増強については富樫委員長以下色々がんばって居りますが、委員会だけでは仲々厚い壁で御座います。従って会員拡大はクラブの消長に関連する大切な問題でありますので、会員の皆様方からも適当な方をどしどし御推せん御願い申し上げます。

## ■ 幹 事 報 告

- 会報到着～酒田東R・C
- 認証状云達式～天真高校 I・C
- スポンサーR・C～酒田、酒田東R・C
- 日時～11月23日 (水) 場所～天真高校体育館
- 登録料R・C会員 @ 2,000 I・C会員 @ 500

## 一口情報 (シリーズNo. 4)

### ロータリーの理想と友愛より

#### ロータリー情報委員会

各都市、州及び国の法曹協会及び医師協会は、数年来悪らつ弁護士及び不徳医師の撲滅に従事してきた。これ似而非業者の放散する腐敗菌を掃蕩して業界をか

く清せんが為めである。

法律と医学との実践は、善良なる良心をもってあくまで誠実を保持せざるべからざる特殊の理由を有する。弁護士と依頼人及び医師と患者との関係は、最も本質的な信用関係である。依頼人が弁護士上の勧告に従って自己の利益をよう護せんとすれば、その弁護士の手腕及び人格に満腔の信頼を持たなければならない。もし手腕、人格何れかにいやしくも疑念を抱く時は、折角その弁護士に依頼したる目的は全的に齟齬せぬまでも多少毀損せられることであらう。もしかかる神聖なる信任を裏切る如き弁護士があるとすれば、それは正に社会の敵であるがゆえに、監督官憲はその義務として適当なる手続を経て資格認可を取消さなければならぬ。

更に医師と患者との関係が含む信任は一層神聖でなければならない。義務感と利得感とはしばしば闘争する。たとえば患者に不必要なる手術を施す外科医は悪魔に加担するもので、もしその事実が発見する時は彼には必ず烈しい現実の呪咀が襲うて来べきである。然るに外科手術が患者の要求ありし為めでなく、医師が金銭を要求する為めに行わるる場合が往々にしてある。これは恐らく弁護士の場合に於ても同じであって、即ち一定の法律行動が依頼人の利益をよう護するが為めの最良方法なりとせる理由に出でずして、彼弁護士が之に依り豊富なる礼金を収めるとする計画による場合が往々にしてある。

支那の風習によれば、患者は病中には医者に対し何等の支払をなさず反ってその無病息災の日に於て報酬をすと言うことであるが、以て他山の石たるを失わぬであらう。

専門職業に従事する人が他の実業家の知悉せざる難関に遭遇することがあるのは、その依頼者に反対する場合である。商業家は売らんと欲する物品を顧客に提供するを拒むというがごときことなきも、専門職業の人々には往々にしてそうした場合がある。たとえば弁護士は依頼人が希望して進んで報酬を提供するという理由のみに依り訴訟手続を開始するとすれば、それは法律家の神聖な宣誓を冒瀆することになる場合がある。もし自分がこの依頼を拒絶すれば他の弁護士が引受けるであろうということを理由として、自分の引受けるのを正当と主張することは出来ぬ。弁護士は己が法廷に仕える公人であること、しかして法廷とは正義を確保する目的を以て公衆の支持する所であって、決して不正義を為すためのもので無いことを忘れてはならぬ。適正なる条件の下に於て、罪を告発する為めに用うべきものが法律の機構であって、迫害の為めに行使すべきものではない。

宣教師は往々にして彼自身の教義を説くべきか、また彼の支持者の教義を提唱すべきかの岐路に立つ。己の見解を捨てて知識、良心、思索、祈禱の熱意に於て己に劣れる人々の意見に服従せしめんとする誘惑の、殆んど克服し難い場合がある。即ち彼は教団の利益のために己の指導の見解を捨てるか、或は少くとも妥

協する場合がある。薄志弱行の宣教師はよろしく自ら信ずる所に従うことの出来る他人に地位を譲って去るべきである。

フランク・ラムは『実業家の見たるロータリー』に於てラスキンの「名誉の根帯」の一節を引用している。即ち軍人、牧師、医師、法律家及び商人に就き論じて曰く、人間は当然の場合にはその職務の為めに死すべき義務を負う。軍人は戦場に於ける己の持場を去らんよりは死を敢てすべし。医師は疫病より逃避せんよりまた牧師は虚偽を説かんより、また法律家は不正に与せんよりはむしろ生命を賭すべきであると。商売人の所謂当然なる場合が何であるかは明示されていないが、これ商売人自身の決定すべき問題である。ラスキンは続けて言っている、商売人の利潤の取得はその機能に於て僧侶も大差はない筈である。報酬は固より付隠物である。僧侶にとっても商人にとってもそれは決して人生の目的ではないと。

政治家にとっての所謂当然なる場合についてはラスキンは指摘して居ないが、われらの見る所に依れば、彼らはその政治的城壁を築かんとするに際し最も強烈なる熱意を發揮するものなるが故、恐らくその時が彼らにとっての所謂当然なる場合であろう。

諸法曹協会及び医学協会の達成したる成果は決して一気呵成に出来たものではなく、多年に亘る強固なる運動の集積の結果である。

## ■ 出席報告

本日の出席	会員数	70名	欠席者	阿部(公)君、早坂(源)君、五十嵐(三)君、内山君、丹下君、市川君、黒谷君、小池君、高橋(耕)君、山口君、上野君、三井(健)君、小野寺君、斎藤(栄)君、藪田君、吉野君、板垣(広)君、佐藤(伊)君、佐藤(昇)君、佐藤(元)君、佐藤(順)君、佐藤(正)君、鷺田君、笹原君、新穂君
	出席数	45名		
	出席率	64.29%		

前回の出席	前回出席率	85.71%	メンバー	飯白君一八幡 R・C 半田君、石川君、玉城君、中野(重)君、鷺田君、菅君、佐藤(元)君一鶴岡西 R・C
	修正出席数	60名		
	確定出席率	97.14%		